

玉野市教育大綱（案）

令和5年2月

玉 野 市

【大綱の趣旨】

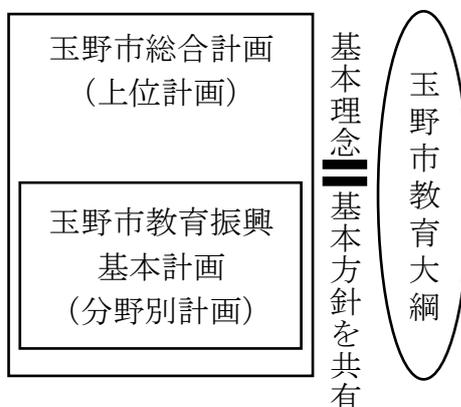
この大綱は、子どもたちをはじめ、市民一人ひとりが、学びを通じて生きがい
に満ちた人生を送れるよう、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な
施策の基本的な方向性を定めるものです。

大綱は「基本理念」と「基本方針」によって構成します。

市長と教育委員会は、この大綱に基づき、より一層の連携強化を図りながら、
各種施策を推進します。

【大綱の位置付け】

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき策定するものであり、内容
については、玉野市総合計画（教育委員会所管部分は
教育基本法第17条第2項の教育振興基本計画として
の位置付け）との整合性を保ちながら、これまでの教
育施策の成果や課題並びに今後の教育改革の動向を踏
まえ、施策を横断的に俯瞰し方向性を示すものとしま
す。



【大綱の期間】

この大綱の期間は、玉野市総合計画と整合性を図るため、2023（令和5）年度
～2026年度までとします。

参考「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を
参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する
総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、
次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表
しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は
執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

【基本理念】

たまので育つ、TAMANO が育つ

子育てのしやすい環境の整備（人を育てる）や様々な学びの場の充実（学校教育・生涯学習など人が育つ）など「人が育つ」まちづくりを進めるとともに、玉野に愛着を持つ人を増やし（愛着のある人を育てる）、まちの活性化に繋げることで、みんなでまちを育てていきます。

「まちが人を育て、人がまちを育てる。」そうした好循環を生み出し、誰もが見てみたい、行ってみたい、いつまでも住み続けたいと感じられる、将来にわたって魅力的なまちであり続けることを目指すため、次の施策を実施することにより、人の「育ち」を支えます。

【基本方針】

1 希望をもって安心して子育てできるまち

子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立などに対する様々なサービスの充実や環境整備、ライフステージの各段階に応じた切れ目のない支援を行うことで、子どもも大人もみんなが希望をもって暮らせるまちを実現します。

- ①充実した子育て環境の提供

2 心豊かな人生がおくれる文化が薫るまち

グローバル化、デジタル化に対応した特色のある教育や、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育む学校教育を推進することで、自分の将来に夢と責任を持ち、将来にわたって自己実現を目指すために必要な力を育みます。

また、多彩な文化芸術・スポーツが身近にあり気軽に楽しめ、生涯にわたり充実した学習や活躍の機会が提供されることで、喜びや感動に満ちあふれた豊かな人生をおくることのできるまちを実現します。

- ①教育環境の充実
- ②学校教育の充実と地域人材の育成
- ③生涯学習活動の推進
- ④芸術・文化活動の推進
- ⑤スポーツ活動の推進

1-① 充実した子育て環境の提供

保育園や放課後児童クラブなどを安定的に運営し、
子育てと仕事の両立を支援します

保育園等の就学前教育施設の安定的な運営に努め、親子が安心して暮らしていける子育て環境を整えます。また、子育て相談窓口の設置や園庭開放、地域力を活用した各種教育活動の実施などの取組を通じて、幅広く子育て支援を行います。

2-① 教育環境の充実

児童・生徒の学習や成長を支える安全・安心で快適な教育環境を整備します

児童・生徒が安全・安心で快適に学習できる環境を構築するために、学校施設の老朽化に伴う修繕工事やトイレの洋式化、空調施設の更新などを計画的に実施するとともに、学習用端末や大容量ネットワークを快適かつ安全に使用するための教育ICT環境の充実を目指します。

2-② 学校教育の充実と地域人材の育成

郷土への誇りや愛着を持ち、夢や目標をもって
社会を生き抜く子どもを育みます

中学校区一貫教育の系統的な指導と質の高い教育により、子どもたちの確かな学力の向上、夢を育むキャリア教育の充実を図ります。また、個に応じたきめ細やかな指導や支援のための組織体制の構築と整備を推進し、社会で生き抜くこれからの時代に求められる子どもの資質・能力を育み、地域の未来を担う人材を育成します。

2-③ 生涯学習活動の推進

生涯にわたって学び成長する喜びを実感できるまちを実現します

市民が意欲を持って取り組める講座やイベントを企画・立案し、市民の生涯学習への参加を促します。また、市民が自主的な学習活動ができるように施設整備を進めます。

2-④ 芸術・文化活動の推進

心豊かに暮らせる文化が薫るまちを実現します

芸術・文化の魅力や重要性を周知し、市民の意識を醸成するとともに、市民主体の芸術・文化活動を支援します

また、各地域の伝統芸能や伝統行事などの文化資産を次世代に継承するため、地域住民や各種団体と一体となった保存・継承に努めるとともに、子どもたちが芸術・文化に触れ体験できる機会を提供します。

2-⑤ スポーツ活動の推進

スポーツ活動を通じた市民の生きがいつくりや健康づくりを推進します

市民の生きがいつくりや健康づくりを推進するため「いつでも、誰でも、手軽に」親しめる生涯スポーツを振興するとともに、スポーツに触れられる環境づくりに取り組みます。

また、子どもたちの豊かな心とたくましい身体の育成を図るため、スポーツ少年団等の育成に取り組みます。